

地域福祉権利擁護センターニュース

〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 電話06-6841-9382

地域福祉権利擁護センター（以下センター）では、成年後見制度に関する相談や、高齢者・障害者の金銭管理をはじめとする様々な権利擁護に関する事業を行っています。

地域福祉権利擁護センターの主な事業

- 日常生活自立支援事業の実施
- 財産保全・管理サービスの実施
- 成年後見制度についての普及啓発
- 専門職のための権利擁護相談
- 権利擁護事業の企画・立案・研究等
- 法人後見事業
- 市民後見人養成講座の実施、市民後見人活動支援

★平成27年度の日常生活自立支援事業の実績報告

判断力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者を対象に、

- ①財産保全サービス ②金銭管理サービス ③福祉サービス利用援助

を行う「日常生活自立支援事業」の相談が年々増えています。センターでは専門員6名・生活支援員5名の体制で既利用者からの相談や新規ケースへの対応にあたっています。

それでもなお待機者が生じておりますので、少しでも早く待機者数が削減できるよう、さらに業務の整理・効率化を図り、皆様のご期待に添えるよう務めてまいります。

契約件数の推移	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
契約締結件数	9	35	37	41	30	10	19
終了（死亡、解約）件数	6	8	17	21	20	18	29
年度末利用者数	48	75	95	115	125	117	107

契約者の状況内訳	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
認知症高齢者等	26	38	54	64	67	59	49
知的障害者等	6	10	10	12	14	13	13
精神障害者等	16	27	31	39	44	45	45



センターでは利用者1人1人に最適な支援計画を専門員が作成し、生活支援員が利用者と一緒に調整し、週1回～月1回位の間隔で、利用者の通帳から出金した生活費等を自宅や施設・病院等に訪問し手渡します。

日々の業務の中で、利用者の「今度はこのためにお金を使いたい」などの想いに寄り添いながら、収支バランスを考えた捻出方法を利用者と一緒に考えています。

また、関係機関の協力のもと、生活費の手渡し方法などにも工夫しながら、利用者の安定した生活が続くよう支援しています。

★平成28年度の市民後見人養成講座が始まります！！

大阪府では平成23年度より大阪府社会福祉協議会（府社協）が実施する市民後見人の養成講座が毎年開催されています。（下記参照）

豊中市では、府社協と豊中市社会福祉協議会が豊中市より委託を受け、養成とその活動支援をおこなっています。※1

平成27年度は7名の豊中市民が修了し、バンク登録されました。今後家庭裁判所の依頼があれば、バンク登録者の推薦をし、受任を経て後見活動が始まります。

センターでは豊中市や大阪府社会福祉協議会、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職とともにその活動をサポートしていきます。

市民後見人とは…

社会貢献への意欲が高く成年後見に関する一定の知識や態度を身につけた方が、地域における相互支援活動として市民という立場を活かした身近なところで無報酬で後見活動を行うものです。

基礎講習（4日間）後に実務講習へ進むにあたっての面接等による選考を実施。その後実務講習（9日間）と、施設実習（4日間）を実施。全課程を終了後に再度選考し、バンク登録となります。※2

養成講座受講者数（平成27年度実績）

	府全体	豊中市 在住・在勤者
基礎講習 受講者	79名	9名
実務講習 受講者	58名	8名
バンク 登録者	53名	7名

※1 年1回の市民後見人の講座を受講希望の方は、まずオリエンテーションへの参加が必要です。

※2 バンク登録とは、市民後見人養成講座を修了した方に、大阪府社会福祉協議会内の大阪後見支援センターが管理する市民後見人バンクに登録していただく制度です。（登録は無料です）

登録後に家庭裁判所の依頼に応じて、登録者の中から、市民後見人候補者を推薦し、受任を経て後見活動が始まります。また、登録者向けの研修会も定期的で開催されます。

平成28年度 市民後見人養成講座オリエンテーション

- 内 容 ① 講演 「成年後見制度の概要と市民後見人の役割」
② 市民後見人活動の実際
③ 市民後見人養成講座の受講について

対 象 18市町（豊中市・池田市・高槻市・枚方市・東大阪市・八尾市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・泉南市・大阪狭山市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・阪南市・泉南市・忠岡町・田尻町・岬町）に在住・在勤の方が優先ですが、他市町村の方もご参加いただけます。

* 詳細は大阪府社会福祉協議会のホームページ <http://www.osakafusyakyo.or.jp/> をご確認ください。

* オリエンテーションは年齢に関係なくどなたでも参加いただけますが、市民後見人養成講座の受講の対象は、平成29年4月1日の年齢が満25歳以上70歳未満の方です。

参加費 無 料

日時・会場 豊中会場は平成28年7月2日（土）14時～16時30分で豊中市すこやかプラザで実施します。

問合せ先 豊中市社会福祉協議会（06-6841-9382）

主 催 大阪府・権利擁護人材育成事業実施18市町
大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター